

**改正**

平成18年3月27日規則第10号

立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(目的)

**第1条** この規則は、立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年立川市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(法人等の要件)

**第2条** 条例第3条の規定により申請する法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、次の各号に掲げる要件を有しなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第167条の4に規定する事項に該当しないこと。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しをされたことがないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 公の施設を管理するに当たって資格、免許等が必要な場合は、その資格、免許等を有していること。
- (5) その他特に必要と認めること。

(申請書等)

**第3条** 条例第3条の規定による申請は、指定管理者指定申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 前条に規定する要件を有していることを証する書類
  - ア 法人にあつては当該法人の登記簿謄本（発行後3月以内のもの。以下この号において同じ。）
  - イ その他の団体にあつては当該団体の代表者の身分証明に関する書面で市長等の定めるもの
  - ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
  - エ 印鑑証明書（登録している法人等のみ。）
  - オ 条例第4条に規定する法人等並びに前条第1号及び第2号に掲げる事項に該当しない旨の誓約書
  - カ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

- (2) 管理を行う公の施設における事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該法人等の経営状況を証明する書類
  - ア 前事業年度の損益（収支）計算書又はこれに相当する書類（財産的取引活動をしている法人等のみ。）
  - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している法人等のみ。）
  - ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（財産取引活動をしている法人等及び指定管理者の指定を受けようとする公の施設において当該事業以外の事業を新たに開始しようとする法人等のみ。）
  - エ 事業報告書（作成している法人等のみ。）
  - オ 法人等の役員の名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (5) その他特に必要と認める書類  
(通知)

**第4条** 条例第5条又は第6条の規定による選定の結果については、指定管理者候補者選定結果通知書（第2号様式）により通知する。

（議決事項）

**第5条** 条例第8条第1項の規定により議会の議決を経る事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置
- (2) 指定管理者の候補者として選定した法人等の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) 指定の期間

（指定通知）

**第6条** 条例第8条第2項の規定による通知は、指定管理者指定決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（告示事項）

**第7条** 条例第8条第3項の規定により告示する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者として指定をした法人等の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 当該指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
- (3) 当該指定管理者の指定の期間

- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要と認めた事項  
(指定の取消し等)

**第8条** 条例第13条第1項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命ずるときは、指定管理者指定取消通知書（第4号様式）又は指定管理者管理業務停止命令書（第5号様式）により行うものとする。

2 条例第13条第3項の規定において準用する条例第8条第3項の規定により告示する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 当該指定の取消し又は管理の業務の停止命令の対象となる公の施設の名称及び位置
- (3) 指定を取り消す日
- (4) 管理の業務の停止期間（当該業務の全部又は一部の停止を命ずるときに限る。）
- (5) 停止を命ずる管理の業務の範囲（当該業務の一部の停止を命ずるときに限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めた事項

3 指定管理者は、指定管理者指定取消通知書を受けたときは、当該受けた日（以下「通知日」という。）から起算して30日以内に通知日の属する年度の4月1日（条例の規定による指定管理者としての指定の日が当該年度の4月2日以後の場合は、当該日）から通知日までに係る事業報告書を市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）に提出しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない理由があると認めたときは、当該期間を延長することができる。

（委任）

**第9条** この規則の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成17年11月1日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成18年3月27日規則第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

第2号様式あ（第4条関係）

第2号様式い（第4条関係）

第2号様式う（第4条関係）

第3号様式 (第6条関係)

第4号様式 (第8条関係)

第5号様式 (第8条関係)